相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原ニの五八三番地、最後の住所千葉県香取市佐原ニ　五八三番地
被相続人　亡　伊能　君男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区綱島西一丁目五九一番地、最後の住所横浜市港北区綱島西一丁目一七番一五号
被相続人　亡　澤田　アキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル七階
相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区南太田四丁目三九六番地、最後の住所横浜市南区南太田四丁目一一番一二号
被相続人　亡　鈴木　成人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　相続財産管理人　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東御市加沢一一三四番地一号地、最後の住所長野県上田市住吉一四一八番地六
被相続人　亡　金井　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
長野県東御市下之城六八三番地
相続財産管理人　渡邉　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区長戸井町一丁目一三番地、最後の住所愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目一二九番地医療法人医仁会さくら病院
被相続人　亡　野田　きく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号NK丸の内ビル七〇一号平井綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平井　朝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊浦町大字小串九一七番地、最後の住所兵庫県伊丹市緑ヶ丘二丁目一〇四番地の五
被相続人　亡　佐田　玄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
事務所兵庫県伊丹市西台四丁目一番二九号YKビル四階
相続財産管理人　司法書士　迫田　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区恵美酒四八五番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒四八五番地
被相続人　亡　円尾　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
事務所　神戸市中央区中町通二―一―一八日本生命神戸駅前ビル六階　白川・本郷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市松橋町豊崎一七七五番地、最後の住所熊本県宇城市松橋町豊崎一七七四番地一
被相続人　亡　岡村　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
事務所熊本市清水新地五丁目一〇番三〇号
相続財産管理人　西島　順子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第９条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年2月12日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社オルトス　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―618号　④株式会社オルトス　千葉県松戸市常盤平６丁目29番地１号サーパス常盤平108号室　代表取締役　岩坂君子　⑤本社営業所　千葉県松戸市常盤平６丁目29番地１号サーパス常盤平108号室　⑥平成11年１月11日　⑧平成21年12月28日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県松戸市常盤平６丁目29番地１号サーパス常盤平108号室　株式会社オルトス　代表取締役　岩坂君子

B　①有限会社ブルースカイトラベル　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―639号　④有限会社ブルースカイトラベル　千葉県柏市増尾台一丁目18番43号　代表取締役　下田浩康　⑤本社営業所　千葉県柏市増尾台一丁目18番43号　⑥平成11年12月24日　⑧平成21年12月22日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県柏市増尾台一丁目18番43号　有限会社ブルースカイトラベル　代表取締役　下田浩康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市隼人町内山田九六三番地、最後の住所鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目一三番一〇号
被相続人　亡　川崎　數江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日
鹿児島県霧島市隼人町神宮六丁目四番二四号、事務所鹿児島県霧島市国分中央二丁目二五番二三号
相続財産管理人　朝長　正俊